

財産の処分について

下記のとおり財産を無償譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年11月27日提出

霧島市長 前田 終 止

記

1 譲渡する財産の所在及び面積

(建物) 霧島市国分重久字仁蓮木269番12外	養護老人ホーム（鉄筋コンクリート造平家建）	2,822㎡
(その他) 霧島市国分重久字仁蓮木269番3	倉庫・トイレ	45㎡
		計 2,867㎡

2 譲渡の相手方

住 所 霧島市国分清水五丁目1番49号
氏 名 社会福祉法人 政典会 理事長 鎌田 善政

(提案理由)

霧島市保健福祉民営化実施計画に基づく養護老人ホーム国分舞鶴園の民営化にあたり、移管法人の建物に係る将来の維持補修や不動産取得費用を借り入れた場合の償還等の負担が軽減され、福祉サービスの向上につながる安定的な経営が見込まれることから、建物等を無償譲渡しようとするものである。